

感染症対策マニュアル

ありんこ親子保育園

制定日:令和7年8月1日

第1章 目的

本マニュアルは、ありんこ親子保育園において感染症の発生および蔓延を防止し、園児・保護者・職員の健康と安全を守るための基本的な対応方針と手順を定めることを目的とする。

第2章 基本方針

1. 早期発見・早期対応の徹底
 2. 衛生管理と環境整備による感染予防
 3. 保護者との適切な情報共有
 4. 平常時からの備えと継続的な見直し
 5. 地域や関係機関との協力体制の確立
-

第3章 日常の感染予防対策

1. 手洗い・消毒

- 園児・職員ともに登園時、食前食後、排泄後、外遊び後は石けんと流水による手洗いを徹底する。
- アルコール消毒液を園の出入口、各保育室に常設。園児が使いやすい位置に設置し、安全性にも配慮する。
- 手指の消毒だけでなく、目・鼻・口を触らないよう指導する。

2. 環境衛生

- おもちゃ、机、ドアノブ、トイレ、水道蛇口などは1日1回以上、必要に応じて複数回消毒を行う。
- 使用済みタオルや寝具は個別に保管し、定期的に洗濯・交換する。

- ・ 嘔吐物処理は感染防護具(使い捨て手袋・マスク・エプロン・ゴーグル)を装着し、次亜塩素酸ナトリウム(0.1~0.5%)で確実に処理。

3. 換気

- ・ 保育室は1日3回以上、1回5~10分程度の定期的な換気を行う。
- ・ 冬季・夏季も室温管理に配慮しつつ、窓の開閉や換気扇を併用する。

4. 咳エチケット

- ・ 園児・職員ともに咳やくしゃみが出る際は、マスク・肘でのカバー・ティッシュ利用などを指導。
 - ・ 園内でのマスク着用は状況に応じて対応する(例:流行期・保健所の指導時)。
-

第4章 健康観察と登園基準

園児

- ・ 登園時に視診・検温(37.5°C以上または平熱より高い発熱が見られる場合は登園見合せ)。
- ・ 発熱以外にも、咳・くしゃみ・鼻水・嘔吐・下痢などの症状がある場合は、体調を考慮し登園の可否を判断。

職員

- ・ 出勤前に自宅で検温・体調確認。
- ・ 微熱・のどの痛み・体調不良時は管理者に連絡のうえ出勤を控える。

登園停止の目安

疾患名	登園再開のめやす
インフルエンザ	発症後 5 日経過かつ解熱後 3 日経過
新型コロナウイルス	発症日から 7 日経過、かつ症状軽快後 24 時間以上経過
ノロウイルス	嘔吐・下痢が完全におさまり、48 時間経過
手足口病・ヘルパンギーナ	発熱・咳・口内炎などの症状がおさまり、通常の食事が可能な状態
溶連菌感染症	抗菌薬服用開始後 24 時間以上経過し、症状軽快

※詳細は、園のしおりを参照。

※いずれも医師の診断・登園許可証明書の提出を求める場合があります。

第 5 章 感染症発生時の対応

- ・ 園内に感染者が出た場合は、速やかに園長・主任・職員間で情報共有。
 - ・ 保護者へアプリ・メール・文書等で速やかに情報提供(個人情報保護に配慮)。
 - ・ 必要に応じて、市保健所へ報告し、指導のもとで対応を決定。
 - ・ クラス閉鎖・園全体の休園措置は、感染状況・保健所の指導に基づき判断。
 - ・ 嘔吐物処理後は感染防御具を外す際にも感染に注意し、職員の手洗い・うがいを徹底する。
-

第 6 章 地域・保護者との連携

- ・ 感染症発生時や予防期には、保護者向け感染症情報を掲示・配信アプリ等で周知。
- ・ 保護者に対して「家庭内での健康観察・感染予防」の協力を依頼。

- 必要に応じて、保健所・小児科・近隣園と連携し地域全体で感染抑制に努める。
-

第7章 感染対策用品の備蓄・管理

- サージカルマスク(園児・職員用)
- 非接触体温計(各クラスに配置)
- 消毒用アルコール・次亜塩素酸ナトリウム
- 使い捨て手袋・エプロン・ゴーグル・防護マスク
- 嘔吐物処理キット・使い捨てペーパータオル
- 空気清浄機・加湿器(必要に応じて設置)

※月1回在庫チェックを行い、記録を残す。期限切れ・劣化品は廃棄。

第8章 職員研修・訓練・マニュアル管理

- 年1回以上の感染症対策研修(外部講師を招く場合も含む)
 - 年2回以上の実地訓練(嘔吐処理訓練・感染者発生時対応訓練など)
 - 新任職員には入職時にマニュアル説明と研修受講を義務付け
 - マニュアルは年1回以上見直しを行い、保健所の最新指針を反映
-

添付資料(必要に応じて活用)

- 登園許可証明書様式(医師記入用)
 - 感染症別 登園基準一覧表(掲示用)
 - 嘔吐処理マニュアル(イラスト付き)
 - 保護者向け感染症対策リーフレット
-

本マニュアルは、園児・職員・保護者の安心・安全を守るため、全職員が共通理解を持ち、日々の実践に活用することを目的とする。

以上